

平成24年度 第2回
三郷市景観審議会
議 案 書

平成25年2月26日（火）

三郷市役所 第一委員会室

目次

1. 三郷市景観計画一部変更（案）（抜粋） …… 1
2. 三郷市景観条例施行規則一部変更（案） …… 15

三郷市景観計画一部変更案 (抜粋)

■ 景観計画の構成

本景観計画は、次の四つの事項について定めます。

■ 目的 設定の 事項

第1章 景観計画の目的と位置づけ

- 景観法に基づいて景観形成基本計画を具体化するもので、景観形成の誘導等を行うために策定します。また、総合計画や関連計画、県及び国の位置づけを示します。

■ 景観法に基づいて 定めるべき事項 (条例を起草している章)

第2章 景観計画の区域 (法※第8条第2項第1号 ※「法」は「景観法」を示す、以下同じ)

- 市全体を景観計画区域と定めます。

第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項)

- 将来の景観像として基本目標を定めます。
- 基本目標に基づいて、良好な景観の形成に関する方針として、自然・田園とまちとの係わりや、市街地全般、市民と事業者と市の協働及び推進方策による景観づくりを定めます。
- 市全体をゾーン等に区分して、それぞれの特性を踏まえた景観形成方針を定めます。

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号)

- 届出の「対象地区」として景観計画区域と同区域内の重点地区を定めます。
- 景観計画区域と重点地区における「届出対象行為」を定めます。
- 行為の制限に関する事項として、景観計画区域と重点地区の「景観形成基準(色彩を含む)」を定めます。

第5章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

- 市の推進体制と国・県や景観審議会、景観アドバイザーの関係を定めます。
- 重点地区は、予め協議を行う場として重点地区景観協議会の設置を定めます。
- 事業者が行う「手続きに関する事項」を定めます。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号)

- 景観重要建造物の指定の方針を定めます。
- 景観重要樹木の指定の方針を定めます。

■ 景観法に基づいて 必要に応じて 定める事項

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第4号)

- 屋外広告物の誘導等を景観形成基準と県条例において行うための方針と、必要に応じて検討を行う市独自の屋外広告物条例制定に関する方針を定めます。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準(法第8条第2項第4号)

- 道路や河川、都市公園等について、景観重要公共施設の位置づけと整備及び占用許可等の考え方を定めます。

■ 市が 独自 に定める 事項

第9章 景観形成の推進方策

- 公共施設景観ガイドラインの作成について、方針を定めます。
- 市民等による景観まちづくり活動について、支援策の検討方針を定めます。
- 市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討方針を定めます。
- 市の景観形成推進体制について、設置方針を定めます。

第3章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(法第8条第3項)

1 基本目標

『自然と街が調和し、ほっとする景観づくり』

- ◆三郷市がめざす景観形成の目標像は、水・緑を地域景観の礎とした「水・緑と街（まち）」が調和する景観連鎖※1です。
- ◆この景観連鎖は、良好な景観が形成された一定の地域が、それぞれに係わりをもちながら市全体に連なり広がるさまを表し、三郷市景観の特色となるものです。

■自然・田園とまちが係わる景観づくり

- ・水や緑と共生し、次代へ伝える市民空間の景観づくりをしましょう。
- ・水と緑を活かし、三郷らしさを守り、育みましょう。
- ・水と緑に人とまちが魅力的に映える景観づくりをしましょう。
- ・人と人、人と自然のふれあいがある景観づくりをしましょう。
- ・緑の拠点と人の集まる拠点を結ぶネットワークの景観づくりをしましょう。

■市街地全般の景観づくり

- ・地域の特色を活かして、まちの景観づくりをしましょう。
- ・市街地や集落景観を活かし、三郷らしさを育み、つくりましょう。
- ・地域の景観資源を守り、活かしましょう。
- ・調和のとれたまち並みの景観づくりをしましょう。
- ・緑豊かな住宅地を守り、育みましょう。

■拠点における景観づくり

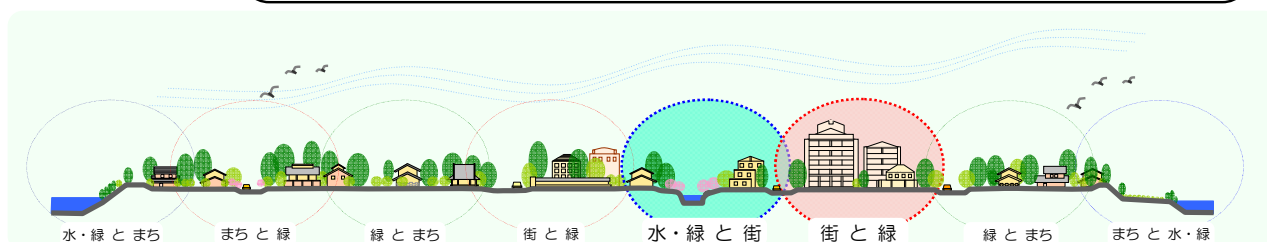
- ・三郷中央地区、新三郷ららシティ地区、三郷インターA地区など、新たな街や顔となる景観整備を推進しましょう。
- ・駅周辺などは、賑わいやシンボルとなる景観演出を図りましょう。
- ・街にゆとりや賑わいを創出し、魅力ある都市空間の景観づくりをしましょう。

■市民と事業者と市の協働による景観づくり

- ・良い景観はみんなの共有財産です。景観意識を育みましょう。
- ・市民と事業者と市が協働で景観づくりに取り組みましょう。
- ・住民参加により住居環境や田園環境の保全を進めましょう。
- ・誰もがほっとする景観をみんなでつくりましょう。

■推進方策による景観づくり

- ・良好な景観形成に向けた道しるべ※2を持ちましょう。
- ・公共事業の景観形成は先導的な役割を果たしましょう。
- ・景観の活動や整備等を支援しましょう。
- ・景観づくりを進める取り組み体制を整えましょう。
- ・持続性のある景観づくりを推進しましょう。



第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第2号)

1 対象地区

届出の対象地区は、「景観計画区域」と同区域内の「重点地区」があり、以下の考え方に基づいてそれぞれの地区を定めています。

■対象地区の設定

区分	対象地区	備考
景観計画区域	①ときめき景観ゾーン	※主に民間区域を対象とした地区
	②まちなみ景観ゾーン	
	③ゆとり景観ゾーン	
	④駅景観拠点	
	⑤みず・みどり景観ゾーン	※主に公共区域を対象とした地区
	⑥水辺景観軸	
	⑦道路・鉄道景観軸	
	⑧みず・みどりレクリエーション景観拠点	
重点地区	⑨新三郷ららシティ地区	※主に民間区域を対象とした地区
	⑩三郷中央駅地区（三郷中央地区センターゾーン）	

注) 対象地区が景観計画区域と重点地区に重複している場合は「重点地区」を優先させます。

(1) 景観計画区域

景観計画区域は、市全域を対象とします。行為の制限に関する事項は、景観ゾーン等の方針に示す「景観ゾーン」、「景観軸」、「景観拠点」の8地区に区分して定めることとします。

(2) 重点地区

重点地区は、景観計画区域のなかでも、特に良好な景観の形成を図る必要がある地区とします。

景観形成基本計画で選定されている重点地区候補の中で、景観形成に係わる独自の計画等が策定されている、「新三郷ららシティ地区」、「三郷中央駅地区」を重点地区として定めます。

3 行為の制限に関する事項（景観形成基準）

(1) 「景観形成基準」設定の考え方

- ①景観形成基準は、すべての「建築物等※」、「開発行為」、「土地の形質の変更」、「木竹の植栽又は伐採」、「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」の行為を対象とし、良好な景観形成の推進を目的として定めるものです。ただし、届出は一定規模のものを対象として行います（第4章「2届出対象行為」参照）。
- ②良好な景観形成は、長期的な展望のなかで、一定期間ごとの段階を経て着実に向上させていくことを目指します。そのため景観形成基準は、運用開始後の一定期間は「育成期」と捉え、許容範囲のやや広い「緩やかな基準」とします。また、一定期間の後（例えば10年毎）に見直しを行い、徐々に基準の充実を図ることとします（発展期からさらに成熟期へ）。 ↗

(2) 主に民間区域の「景観形成基準」

凡例 ○：「景観形成の共通基準」と同じ →：例示

種別	景観形成の共通基準	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準		
		ときめき景観ゾーン （商業・住居・工業系）	まちなみ景観ゾーン （主に住居系）	
■景観形成方針		<ul style="list-style-type: none"> ・新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 ・住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まい空間として、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまち並みの育成を図ります。 ・商業施設は、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 ・工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。 	
■一戸建ての住宅	色彩のみ	注) 色彩基準を参照		
■建築物等（一戸建ての住宅以外）	①配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 →水辺・公園・シンボル樹、寺社・史跡等の見通し確保 ・道路に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 →壁面後退と連続性の確保 	○	○
	②高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や軒、階、最上部の高さは周辺との連続性に配慮します。 →高さの連続性を確保 ・一つの規模が大き過ぎないように配慮します。→低層部より上層部を小さく／平面を雁行※7や長方形、L字形 	○ →特に1及び2階の階高※6の連続性を確保	○
	③外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。 →大壁面の分節※8／規模の大きなものは低層部より上層部が後退 	○ →大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。 →鏡面の仕上げ・ガラスを避ける 	○	○
	④屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。 →奇抜なデザインを避ける 	○ →奇抜を避け、魅力的なデザインの創出	○
	⑤バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> ・手摺部は建築物等と調和した形態・意匠に配慮します。 →本体と形態・仕上げを合わせる／又はガラス等で存在感を薄める 	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・物干しや設備機器類が露出しないように配慮します。 →見えにくい配置 		○	○	
⑥屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。 →本体と形態・仕上げの調和を図る 	○	○	

③景観形成基準の詳細（次表一覧表の→部の例示に相当）は、運用の細目を示した「三郷市景観計画運用指針」や「景観アドバイザーの助言」等で対応を図ることとします。

④重点地区の「新三郷ららシティ地区」と「三郷中央駅地区」は、景観に関連する独自の計画があります。基準の詳細については、次表の建築物等には、それぞれ景観形成基準のほか、これらの計画に沿うものとしします。

※「建築物等」とは、「建築物及び工作物」をいう。以下同じ

景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準		重点地区の基準	
ゆとり景観ゾーン （市街化調整区域）	駅景観拠点 （商業系）	新三郷ららシティ地区 （商業・住居・工業系）	三郷中央駅地区 （商業・住居系）
・都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。	・駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。	・景観形成コンセプト※である“優交の街：イン・ザ・グリーン新三郷”の景観形成を図ります。 ※「武蔵野操車場跡地における景観計画」参照	・都市デザインの目標※である「市民空間の形成～人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う三郷といえはここ、市民が誇れる場所」の景観形成を図ります。 ※「三郷市中央地区センターゾーン都市デザインプラン検討報告書」参照
注）色彩基準を参照			
○	○	○	○ →水辺・公園等に面する部分は開放的な構え →水辺・公園等への敷地内通路の確保
・道路、農地に面する部分は、ゆとりスペースの確保に配慮します。 →壁面後退と連続性の確保	○ →壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性）	○ →壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性）	・道路・水辺・公園等に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 →壁面後退と連続性の確保／半屋外空間を付設／大規模画地は建物の分割
○	○ →特に1及び2階の階高の連続性を確保	○ →全体としてスカイラインに配慮／特に1及び2階の階高の連続性を確保	○ →外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保／ボリュームの分割・分節・分棟
○	○	○	○ →ボリュームの分割・分節・分棟
○	○ →大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退	○ →大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退	○ →道路・水辺・公園等に面する壁面は開口を十分確保、透明ガラスの活用 →外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保／自然素材の使用
○	○	○	○
○	○ →奇抜を避け、魅力的なデザインの創出	○ →奇抜を避け、魅力的なデザインの創出	○ →奇抜を避け、魅力的なデザインの創出
○	○	○	・手摺部は建築物等と調和した形態・意匠、緑化に配慮します。 →本体と形態・仕上げを合せる／又はガラス等で存在感を薄める／緑化する
○	○	○ →見えにくい配置／緑化等	○
○	○	○	○

(3) 主に公共区域の「景観形成基準」凡例 ○：「景観形成の共通基準」と同じ →：例示 ー：対象外

種別	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準		
	みず・みどり 景観ゾーン (水辺・緑地系)	水辺 景観軸 (水辺系)	道路・鉄道 景観軸 (道路・鉄道系)
■景観形成方針	・水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成を図ります。	・身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。	・隣接するゾーンや軸、拠点との調和に配慮した景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成を図ります。 ・また、パブリックデザインに配慮した景観形成を図ります。 →ストリートファニチャー等のデザイン
■一戸建ての住宅	注) 色彩基準を参照	—	—
■建築物等（一戸建ての住宅以外）	①配置	・周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。→水辺・シンボル樹、寺社・史跡等の見通し確保 ・道路、水辺とのゆとりスペースの確保に配慮します。→壁面後退	
	②高さ・規模	・屋根や軒、階、最上部の高さは周辺に配慮します。→できるだけ低く ・一つの規模が大き過ぎないように配慮します。→低層部より上層部を小さく	
	③外壁	・圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。→大壁面の分節/規模の大きなものは低層部より上層部が後退 ・金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。→鏡面の仕上げ/ガラスを避ける	
	④屋根・屋上	・突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。→奇抜なデザインを避ける	
	⑤バルコニー	—	
	⑥屋外階段	・建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。→本体と形態・仕上げを合せる	
	⑦建築物等緑化	・屋上や壁面の緑化に配慮します。	
	⑧付帯設備類	・設備機器・配管・ダクト類が露出しないように配慮します。→見えにくい配置/又は緑、ルーバー等で遮蔽 ・周辺環境を考慮し、敷地周りの緑化に配慮します。→農地や隣地に日陰や落ち葉、樹種等による悪影響を与えないような考慮（以下同じ）/目に付き易い道路沿いに低・中・高木類の植栽	
	⑨外構と緑化（敷地内）	・周辺環境を考慮し、潤いのある樹種選定に配慮します。→花や紅葉の彩りづくり ・周辺環境を考慮し、駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。→外周の生垣/舗装面に緑化用ブロックの利用	
	⑩色彩	注) 色彩基準を参照	
	⑪付帯広告物	・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。→本体とデザイン統一/飛び出しの位置・形態等	
	⑫付帯施設	・駐車場、ごみ置き場などは、露出が過度にならないように配慮します。	
	⑬夜間照明	・光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮します。→外向けは過度の設置を避ける	
■開発行為（切土、盛土の高さ、法面・擁壁の勾配・緑化）	・切土、盛土の高さや法面・擁壁勾配は周辺の景観との調和、緑化に配慮します。		
■土地の形質の変更	・切土、盛土の高さや法面・擁壁勾配は周辺の景観との調和、緑化に配慮します。 ・土地の周囲に設置するフェンスやブロック等は、周辺の景観との調和に配慮します。		
■木竹の植栽又は伐採	・シンボル等となる樹木は、保全や移植に配慮します。→緩衝緑化、ランドマークとなる樹木 ・植栽は、周辺環境を考慮し、周辺の緑との連続性、地域の植生や生物の生息、四季の変化等に配慮します。 ・樹木の伐採は、必要最小限に抑えるとともに、道路沿いを避けることに配慮します。		
■屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（配置、高さ、積み上げ方、緑化・遮蔽）	—		

みず・みどりレクリエーション
景観拠点
(水辺・緑地系)

・水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成を図ります。

第5章 景観形成の推進体制と届出等の手続きに関する事項

1 景観形成の推進体制

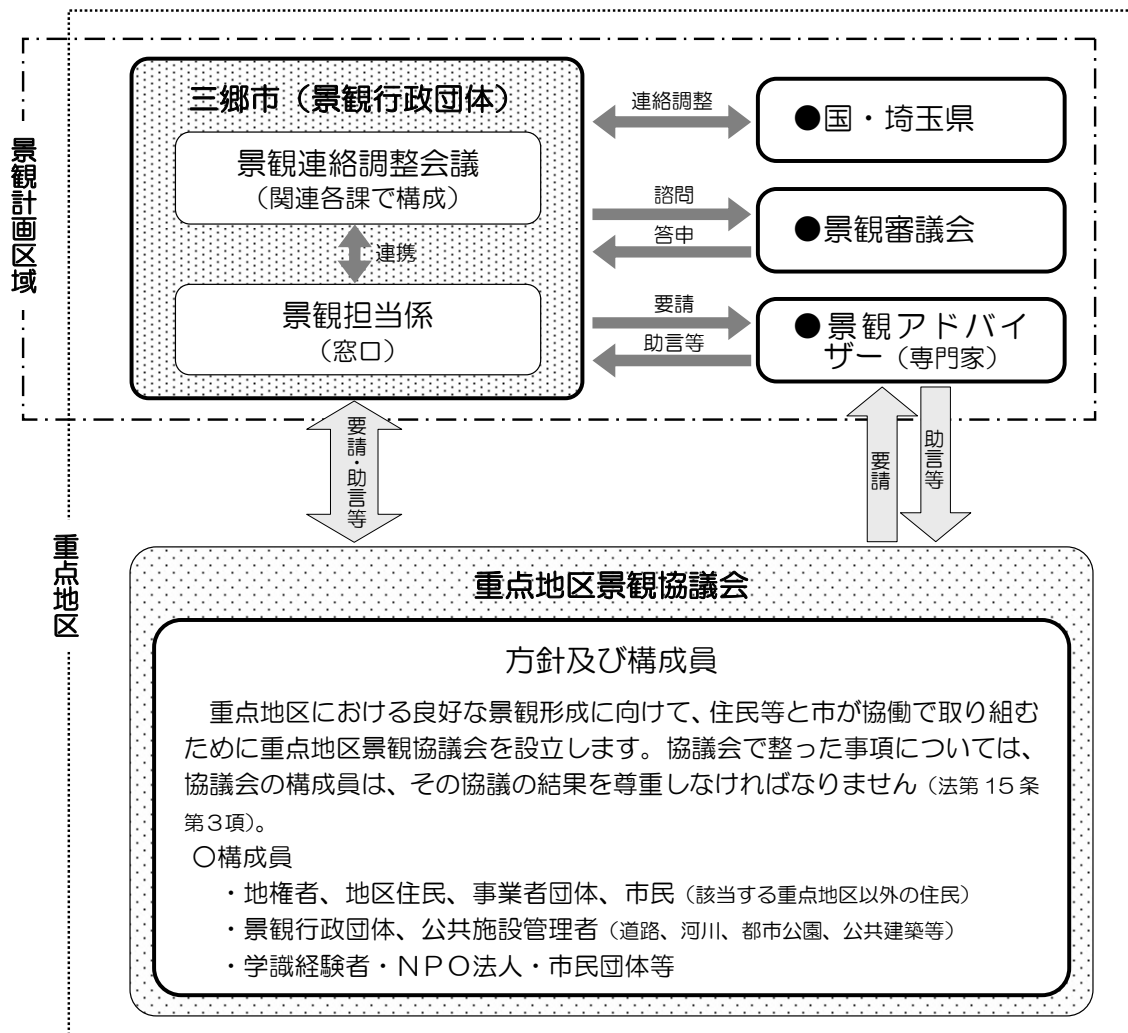
景観条例及び景観計画の運用開始後は、景観条例に基づく「届出等の手続き」や「景観形成の推進」を次のような体制で取り組みます。

景観計画区域については、三郷市「景観担当係」を窓口とし、必要に応じて市内の関連各課で構成される「景観連絡調整会議」を組織し連携して取り組みます。また、国・埼玉県とは連絡調整、景観審議会とは諮問・答申、そして景観アドバイザーとは要請・助言等が行える体制を整えます。

重点地区については、同地区の景観形成を同地区自らが推進していくため、下記に示す構成員による「重点地区景観協議会」を設立※し、三郷市と連携して取り組みます。また、同協議会は三郷市及び景観アドバイザーより助言等を受けられるような体制を整えます。

※重点地区景観協議会は、重点地区が設定されるまでに設立されることを基本としますが、その後において設立される場合もあります。

■推進体制の取り組み図



第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第3号)

地域の特徴や優れた景観を有し、多くの地域住民及び市民に親しまれている建造物（建築物、工作物）及び樹木は、地域の景観形成を推進していく上で核となる重要な景観資源であり、これらの景観の保全と維持を図ることが必要となります。

景観法に基づいて景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を行う方法は、景観の保全と維持を図るための有効な手法の一つです。そのため、これらの指定のための方針を次のとおり設定します。

1 景観重要建造物の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、次の要件を有する建造物は、当該建造物の所有者より指定の同意を得て景観重要建造物に指定できるものとしてします。

- 地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。
- 当該建造物の形態意匠等が優れているもの。
- 多くの地域住民や市民に親しまれているもの。
- 適切な維持管理が行われるもの。

2 景観重要樹木の指定の方針

道路、水辺やその他の公共の場所から容易にながめることができ、次の要件を有する樹木は、当該樹木の所有者より指定の同意を得て景観重要樹木に指定できるものとしてします。なお、指定においては、三郷市みどりの条例に示す「保存樹木等の指定」との整合を図るものとしてします。

- 地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。
- 当該樹木の樹種や樹形、規模等が優れ、ランドマークとなっているもの。
- 多くの地域住民や市民に親しまれているもの。
- 適切な維持管理が行われるもの。

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号）

屋外広告物は、特定の施設等の案内や位置の表示、または留意事項の説明等を行う機能を有しています。

しかしながら、過度の規模や形態意匠、色彩、数量、不適切な配置等の広告物は、かえってその機能を損ねる場合もあり、良好な景観を形成する上で阻害要因ともなりかねません。したがって、一定の誘導等の基準を定めることが必要となります。

屋外広告物については、すでに埼玉県屋外広告物条例に基づき誘導等を行っていますが、建築物等に付帯する広告物は、建築物等と一体的に誘導することが望ましいと考えます。

そのため次のような考えに基づいて、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

- 建築物等に付帯する広告物は、景観計画の「建築物等の景観形成基準」に基づき、その他の広告物は、「埼玉県屋外広告物条例」を適切に運用することとします。
- また、三郷市の景観特性に基づく屋外広告物の誘導等を行うため、必要に応じて「三郷市独自の屋外広告物条例」制定の検討を行うものとします。

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準（法第8条第2項第4号）

三郷市の景観の特徴を示す道路や河川、都市公園等は、三郷市の景観形成を推進していく上で重要な景観資源となります。また、これら公共施設の整備については、行政自らが良好な景観形成に向けて先導的な役割を果たすことが必要となります。

そのため、景観法に基づいた景観重要公共施設として位置づけるとともに、整備及び占用許可等の基準を踏まえた景観形成を進めることができるものとします。

1 景観重要公共施設の位置づけ

次の要件を有する公共施設は、景観重要公共施設に位置づけることができるものとします。

- 優れた景観の骨格を構成しているもの。
- 地域の自然や歴史、文化の特徴を感じさせるもの。
- 当該公共施設の規模、形態意匠等が優れているもの。
- 多くの地域住民や市民に親しまれているもの。
- 適切な維持管理が行われるもの。
- 当該公共施設の管理者と協議し、指定の同意を得られるもの。

2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等に関する考え方

景観重要公共施設は、次の景観指針に基づいて景観形成の整備及び占用許可等を行うこととし、その指針の詳細は公共施設景観ガイドラインで定めるものとします。

- 景観形成の目指すべき方向づけを定めること。
- 道路や河川、都市公園等は個別の技術指針を踏まえていること。
- パブリックデザイン等の基本的な方針を踏まえていること。
- 色彩及び緑化手法の技術指針を踏まえていること。
- サイン等の技術指針を踏まえていること。
- 維持管理の技術指針を踏まえていること。

第9章 景観形成の推進方策

景観形成を推進するためには、行為の制限のほか、行政自らが推進すべきことや市民等の参加・協力を得るための方策が必要です。そのため長期的な視点に立って、次のような推進方策を行っていくものとします。(→印は例示)

- 公共事業は、景観形成において先導的な役割を果たすことが重要です。そのため、公共施設景観ガイドラインに基づき、公共事業の良好な景観整備の促進を図ります。
- 市民等が良好な景観形成のために行うまちづくり活動は、景観形成の推進に寄与するとともに自らの参加・協力意識を高めるうえで重要となります。そのため、市民等が自主的に行う活動について、支援策の検討を行います。
→一定の要件を満たす景観形成のためのまちづくり組織の認定と活動の支援
- 市民等に対する景観まちづくりへの関心・意識高揚について、支援策の検討を行います。
→景観啓発リーフレット類の作成、景観賞の実施、研修会等の開催
- 景観形成推進体制として、市の景観担当係や連絡調整会議、第三者機関として、景観審議会の設置や景観アドバイザーの指定を行います。

三郷市景観条例施行規則 一部変更案

改訂条文：第8条，第9条，第13条

(案)

○三郷市景観条例施行規則

平成 年 月 日
規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷市景観条例（平成22年条例第16号。以下「条例」という。）及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(重点地区の指定基準)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 三郷市景観形成基本計画に規定する重点地区の選定要件に該当することが見込まれること。
- (2) 市民等の発意により、重点地区景観協議会を組織する予定があること。

(重点地区景観協議会の指定基準)

第4条 条例第9条第1項の規則で定める基準は、良好な景観形成を推進する目的を持ち、かつ、構成員が5人以上でその過半数が重点地区内の市民又は地権者であることとする。

(重点地区景観協議会の組織)

第5条 重点地区景観協議会は、次に掲げる要件を満たす組織とする。

- (1) 重点地区内の市民又は地権者その他の重点地区の景観形成に関わる者により構成されていること。
- (2) 重点地区内に主たる事務所があること。

(重点地区景観協議会の指定)

第6条 重点地区景観協議会の指定を受けようとする組織は、市長と協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の協議の結果、重点地区景観協議会の指定を決定したときは、重点地区景観協議会指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 重点地区景観協議会に指定された組織は、その目的、構成その他組織の基本的な事項に変更が生じる場合には、あらかじめ市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第4条の基準に適合しないと認めるときは、その指定を解除することができる。

(建築物等を示す図書)

第7条 条例第12条第1項に規定する建築物等を示す図書は、法定届出が必要な行為の完成予想図又はこれに準ずる図書とする。

(事前協議の添付図書)

第8条 事前協議を行おうとする者は、三郷市景観計画事前協議書（様式第2号）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第3号から

(案)

第5号までに掲げる図書のうち、市長が添付の必要がないと認めるものがあるときは、これを省略することができる。

- (1) 法定届出に係る敷地及びその周辺の状況を示す図面
- (2) 法定届出の対象となる敷地及びその周辺の状況を示す写真
- (3) 建築物等の配置図又は土地利用計画図
- (4) 彩色が施されたすべての立面を表示した4面以上の立面図
- (5) 設備の位置並びに照明の位置及び向きを表示した図面（建築物内部に設置される物を除く。）
- (6) 三郷市景観計画に定める景観形成基準への配慮事項を記載した図書
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、法定届出の対象となる建築物が一戸建ての住宅の場合においては、三郷市景観計画事前協議書(一戸建ての住宅用)(様式第2号の2。以下「一戸建ての住宅用事前協議書」という。)に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 法定届出に係る敷地及びその周辺の状況を示す図面
- (2) 建築物等の配置図又は土地利用計画図
- (3) 彩色が施されたすべての立面を表示した4面以上の立面図
- (4) 三郷市景観計画に定める景観形成基準への配慮事項を記載した図書
- (5) その他市長が必要と認める図書

(法定届出に係る届出書等)

第9条 法定届出は、三郷市景観計画法定届出書(様式第3号)に、前条第1項各号に規定する図書を添付して提出することにより行わなければならない。この場合において、事前協議において提出した図書と同一の図書は、これを省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、法定届出の対象となる建築物が一戸建ての住宅で、かつ、一戸建ての住宅用事前協議書による事前協議を行い、次条の適合確認書が交付された場合においては、当該一戸建ての住宅用事前協議書を三郷市景観計画法定届出書とみなす。

3 法第16条第2項の規定による届出は、三郷市景観計画法定届出に係る変更届出書(様式第4号)に、設計又は施工方法の変更内容が分かる図書を添付して提出することにより行わなければならない。

4 第1項の規定は、法第16条第5項に規定する通知について準用する。この場合において、「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(適合確認書)

第10条 条例第14条第3項に規定する適合確認書は、三郷市景観計画適合確認書(様式第5号)とする。

(行為の着手制限の期間短縮)

第11条 条例第15条の規定により前条の適合確認書を交付したときの法第18条第1項に規定する行為の着手制限は、法定届出の受理日までとする。

(案)

(適合通知書)

第12条 条例第17条第1項に規定する適合通知書は、三郷市景観計画適合通知書(様式第6号)とする。

(行為完了検査等)

第13条 法定届出に係る行為が完了したときの届出は、三郷市景観計画行為完了届出書(様式第7号)により行うものとする。

2 条例第21条第2項の完了検査は、第8条の規定により提出された書類と次に掲げる写真を照合することにより行うものとし、必要に応じて立入検査を行うものとする。

(1) 法定届出の対象となる敷地及びその周辺の状況を示す行為完了後の写真

(2) 第8条第1項又は第2項の添付図書のうち、立面図に係る行為完了後の写真

3 市長は、前項の完了検査の結果、当該行為が景観計画に適合すると認めるときは、三郷市景観計画行為完了届出に係る確認書(様式第8号)を交付するものとする。

4 第2項の規定による立入検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告書等)

第14条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第9号)により行うものとする。

2 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(様式第10号)により行うものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(様式第11号)により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 法第17条第8項及び第13条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

(景観まちづくり組織の認定)

第16条 条例第23条第2項の規定による認定に係る申請は、景観まちづくり組織認定申請書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、第4号の書類は、当該組織の規約に記載されている場合に限り、その提出を省略することができる。

(1) 当該組織の規約

(2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記載した書類

(3) 当該組織の活動区域を示す図面

(4) 景観まちづくりに関する目標又は考え方を記載した書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、条例第23条第1項の要件を満たすときは、景観まちづくり組織認定通知書(様式第1

(案)

4号)をもって、当該組織の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり組織の認定取消)

第17条 条例第23条第3項の規定による認定の取消は、景観まちづくり組織認定取消通知書(様式第15号)をもって、当該組織の代表者に通知するものとする。

(景観まちづくり組織の解散届出)

第18条 条例第23条第4項の規定による届出は、景観まちづくり組織解散届出書(様式第16号)により行うものとする。

(景観アドバイザーの指定)

第19条 条例第25条に規定する景観アドバイザーは、次に掲げる要件に該当する者から市長が委嘱する。

(1) 市の景観形成方策を理解し、積極的に関わる者

(2) 景観に関する専門知識を有する者

(3) 建築又は色彩に関する専門知識を有する者

(審議会の組織)

第20条 条例第26条に規定する審議会に会長及び副会長を置き、会長にあっては条例第28条第1号に規定による委員から、委員の選挙によりこれを定め、副会長にあっては会長の指名によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決することによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(審議会の運営事項)

第22条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(審議会の庶務)

第23条 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

三郷市景観計画事前協議書

年 月 日					
三郷市長 あて					
協議者 住 所 氏 名 ㊟ 連絡先 ()					
三郷市景観条例第14条第1項の規定により、下記の行為について協議します。					
行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 (<input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン) (<input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点) (<input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 重点地区 (<input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区) (<input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区)			
	地名地番	三郷市			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内			
		区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更		
		用途	高さ m	構造及び階数 造 階	
		敷地面積 m ²	建築面積 m ²	延べ床面積 m ²	
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更		
		用途	高さ m	築造面積 m ²	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積	行為の目的		敷地面積 m ²	
		塀、柵その他の遮へい物の構造		遮へい物高さ m	
		<input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>			

(二面)

行 為 の 種 類	建 築 物 ・ 工 作 物 ・ 物 件 の 堆 積	第 一 立 面	区 分				割 合 単 位 (%)	
			彩色が施され ている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度
					壁等			
			付 帯 広 告 物				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			彩色が施され ていない部分	素 材 名	屋根			
		壁等						
		第 二 立 面	区 分				割 合 単 位 (%)	
			彩色が施され ている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度
					壁等			
			付 帯 広 告 物				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	彩色が施され ていない部分		素 材 名	屋根				
		壁等						
	第 三 立 面	区 分				割 合 単 位 (%)		
		彩色が施され ている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度	彩度
				壁等				
		付 帯 広 告 物				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		彩色が施され ていない部分	素 材 名	屋根				
	壁等							
	第 四 立 面	区 分				割 合 単 位 (%)		
		彩色が施され ている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度	彩度
壁等								
付 帯 広 告 物				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
彩色が施され ていない部分		素 材 名	屋根					
	壁等							
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日			

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 2 彩色が施されている部分については基調色についての記載をすること。
- 3 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載すること。
- 4 割合については屋根、壁等をそれぞれ別に計算した数値を記載すること。
- 5 陸屋根の場合にあっては屋根については第一立面の欄に記載し、割合については上からの見付け面積から計算した数値を記載すること。

(三面)

配慮事項説明

		項目	配慮事項
■ 建築物等	①配置	周辺の景観資源について	
		ゆとりスペース又は、まち並みの連続性について	
	②高さ・規模	高さの連続性について	
		大きさについて	
	③外壁	圧迫感について	
		反射について	
	④屋根・屋上	形態及び意匠の周辺との調和について	
	⑤バルコニー等	手摺部の建物等本体との調和について	
		設備機器類の配置について	
	⑥屋外階段	建築物等本体との調和について	
	⑦建築物等緑化	屋上及び壁面の緑化について	
	⑧付帯設備類	設備機器の配置について	
	⑨外構と緑化 (敷地内)	緑化の連続性について	
		隣地への影響について	
		植栽の色彩について	
舗装面について			
⑩色彩	—	二面に記載	
⑪付帯広告物	広告物のデザインについて		
⑫付帯施設	駐車場、ごみ置き場等について		
⑬夜間照明	周辺への影響について		
	夜間景観について		

(四面)

	項目	配慮事項
■ 開発行為 (切土、盛土の高さ、 法面・擁壁の勾配、 緑化)	高さ及び勾配について	
	緑化について	
■ 土地の形質の変更	高さ及び勾配について	
	緑化について	
	塀、柵等の周辺の景観との調和 について	
■ 木竹の植栽又は伐採	保全又は移植について	
	周辺の緑との連続性又は生物の 生息、四季の変化等について	
	伐採規模について	
■ 屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 (配置、高さ、 積み上げ方、緑化、 遮へい)	出入口の幅について	
	高さについて	

三郷市景観計画事前協議書（一戸建ての住宅用）

年 月 日												
三郷市長 あて												
協議者 住 所 氏 名 ㊟ 連絡先 ()												
三郷市景観条例第14条第1項の規定により、下記の行為について協議します。												
行為の場所	区域の別 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区 </td> <td style="padding: 2px; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区	<input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/>									
	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> ときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 重点地区 <input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区 <input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区	<input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点 <input type="checkbox"/>										
地名地番 三郷市												
行為の種類	<input type="checkbox"/> 三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">区分</td> <td style="padding: 2px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 </td> </tr> </table>	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更									
	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">用途</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">高さ</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">構造及び階数</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m</td> <td style="text-align: center;">造 階</td> </tr> </table>	用途	高さ	構造及び階数		m	造 階					
	用途	高さ	構造及び階数									
	m	造 階										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">敷地面積</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">建築面積</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">延べ床面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> </table>	敷地面積	建築面積	延べ床面積	m ²	m ²	m ²						
敷地面積	建築面積	延べ床面積										
m ²	m ²	m ²										
<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 彩色が施されている部分の色彩 （マンセル値） </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">色相</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">明度</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">彩度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">屋根</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">壁等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		彩色が施されている部分の色彩 （マンセル値）	色相	明度	彩度	屋根				壁等		
彩色が施されている部分の色彩 （マンセル値）	色相		明度	彩度								
	屋根											
	壁等											
色彩の配慮事項説明 （周辺との調和など）												
行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日											

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 2 彩色が施されている部分については各立面で使用されているすべての基調色についての記載をすること。

三郷市景観計画法定届出（通知）書

三郷市長 あて		年 月 日		
届出者 住 所 氏 名 連絡先 ()		㊟		
景観法第16条第1項（第5項）の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。				
行 為 の 場 所	区域の別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 (<input type="checkbox"/> とときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン) (<input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点) (<input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 重点地区 (<input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区) (<input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区)		
	地名地番	三郷市		
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 三郷市開発事業等の手続に関する条例に規定する開発事業の敷地内			
	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
	用途	高さ	構造及び階数	
	敷地面積	建築面積	延べ床面積	
	m ²	m ²	m ²	
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更	
	用途	高さ	築造面積	
	m	m	m ²	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積	行為の目的		敷地面積
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>		m ² 遮へい物高さ m

行為の種類	建築物	第一立面	区 分				割合 単位(%)	
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度
					壁等			
			付 帯 広 告 物			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
			彩色が施されていない部分	素 材 名	屋根			
		壁等						
		第二立面	区 分				割合 単位(%)	
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度
					壁等			
			付 帯 広 告 物			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	彩色が施されていない部分		素 材 名	屋根				
		壁等						
	第三立面	区 分				割合 単位(%)		
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度	彩度
				壁等				
		付 帯 広 告 物			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		彩色が施されていない部分	素 材 名	屋根				
	壁等							
	第四立面	区 分				割合 単位(%)		
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	屋根	色相		明度	彩度
壁等								
付 帯 広 告 物			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
彩色が施されていない部分		素 材 名	屋根					
	壁等							
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日				
適 合 確 認 書		年 月 日	第	号				

備考

- 1 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 2 彩色が施されている部分については基調色についての記載をすること。
- 3 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の場合にその素材名を記載すること。
- 4 割合については屋根、壁等をそれぞれ別に計算した数値を記載すること。
- 5 陸屋根の場合にあっては屋根については第一立面の欄に記載し、割合については上からの見付け面積から計算した数値を記載すること。

(三面)

配慮事項説明

		項目	配慮事項
■ 建築物等	①配置	周辺の景観資源について	
		ゆとりスペース又は、まち並みの連続性について	
	②高さ・規模	高さの連続性について	
		大きさについて	
	③外壁	圧迫感について	
		反射について	
	④屋根・屋上	形態及び意匠の周辺との調和について	
	⑤バルコニー等	手摺部の建物等本体との調和について	
		設備機器類の配置について	
	⑥屋外階段	建築物等本体との調和について	
	⑦建築物等緑化	屋上及び壁面の緑化について	
	⑧付帯設備類	設備機器の配置について	
	⑨外構と緑化 (敷地内)	緑化の連続性について	
		隣地への影響について	
		植栽の色彩について	
		舗装面について	
⑩色彩	—	二面に記載	
⑪付帯広告物	広告物のデザインについて		
⑫付帯施設	駐車場、ごみ置き場等について		
⑬夜間照明	周辺への影響について		
	夜間景観について		

(四面)

	項目	配慮事項
■ 開発行為 (切土、盛土の高さ、 法面・擁壁の勾配、 緑化)	高さ及び勾配について	
	緑化について	
■ 土地の形質の変更	高さ及び勾配について	
	緑化について	
	塀、柵等の周辺の景観との調和 について	
■ 木竹の植栽又は伐採	保全又は移植について	
	周辺の緑との連続性又は生物の 生息、四季の変化等について	
	伐採規模について	
■ 屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 (配置、高さ、 積み上げ方、緑化、 遮へい)	出入口の幅について	
	高さについて	

三郷市景観計画法定届出に係る変更届出書

年 月 日		
三郷市長 あて		
届出者 住 所 氏 名 連 絡 先 ()		
㊞		
景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。		
三郷市景観計画法 法定届出書 届出年月日	年 月 日	
行 為 の 場 所	区域の別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 (<input type="checkbox"/> とときめき景観ゾーン <input type="checkbox"/> まちなみ景観ゾーン) (<input type="checkbox"/> ゆとり景観ゾーン <input type="checkbox"/> 駅景観拠点) (<input type="checkbox"/> みず・みどり景観ゾーン <input type="checkbox"/>) <input type="checkbox"/> 重点地区 (<input type="checkbox"/> 新三郷ららシティ地区) (<input type="checkbox"/> 三郷中央駅地区)
	地名地番	三郷市
設 計 又 は 施 工 方 法 の 変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

三郷市景観計画行為完了届出書

年 月 日	
三郷市長 あて	
届出者 住 所 氏 名 ㊟ 連 絡 先 ()	
三郷市景観条例第21条第1項の規定により、法定届出行為に係る行為が完了したので、関係図書を添付して届け出ます。	
施 工 者	住 所 氏 名 連 絡 先
行 為 の 場 所	地 名 地 番 三郷市
三郷市景観計画適合通知書 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 外観の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
	<input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅 <input type="checkbox"/>
行 為 の 完 了 日	年 月 日

備考 施工後の写真（周辺状況を含む）を添付してください。

